

静岡県公立大学法人授業料等の減免等に関する規程

平成 19 年 4 月 1 日 規程第 23 号

改正平成 22 年 4 月 1 日、平成 24 年 4 月 1 日

令和 2 年 3 月 1 日、令和 6 年 4 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この規程は、静岡県公立大学法人の授業料及び入学料の減免の取扱い（大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第 8 号）の規定に基づく減免を除く。）について必要な事項を定めるものとする。

(授業料等の減免の対象者)

第 2 条 静岡県公立大学法人授業料等に関する規則（平成 19 年 4 月 1 日規則第 21 号。以下「規則」という。）第 10 条第 2 項の経済的理由により授業料の納付が困難と認められる者とは、次の各号のいずれかに該当し、かつ、学長が認める者とする。ただし、著しい成績不振者及び進級要件又は卒業要件を満たさずに留年中の者を除く。

(1) 次のいずれにも該当する者

ア 学部若しくは短期大学部の学生のうち大学等における修学の支援に関する法律施行規則（令和元年文部科学省令第 6 号）第 10 条第 1 項第 2 号から第 7 号までに該当する者又は大学院の学生

イ 本人の属する世帯（同居、別居を問わず生計を一にする家族をいう。以下同じ。）全員について、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定により市町村民税の均等割が非課税の者

ウ 日本国外に居住する本人の属する世帯の構成員（以下「世帯員」という。）から日本国内に居住する本人の属する世帯員への金銭等の給付がある場合にあっては、前年 1 年間の給付金額が、次の表の左欄に掲げる世帯員の人数の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額（以下「基準金額」という。）を超えない者

日本国内に居住する本人の属する世帯員の人数(本人を含む。)	基準金額
1 人	110 万円
2 人	160 万円
3 人以上	160 万円に 2 人を超える 1 人ごとに 50 万円を加算した金額

エ 国籍法（昭和 25 年法律第 147 号）に規定する日本の国籍を有する者、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成 3 年法律第 71 号）に規定する特別永住者である者又は出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）別表第 2 に規定する永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等若しくは定住者の在留資格を有する者（以下「日本人等」という。）

(2) 次のいずれかに該当する者（前号に該当する者を除く。）

ア 次のいずれにも該当する者

(イ) 前号ア、イ及びエに掲げる要件に該当する者

(イ) 日本国外に居住する本人の属する世帯員から日本国内に居住する本人の属する世帯員への金銭等の給付がある場合にあつては、前年1年間の給付金額が、基準金額に規則の別表に規定する授業料(年額)の半額を加えた金額を超えない者

イ 次のいずれにも該当する者

(イ) 前号ア、ウ及びエに掲げる要件に該当する者

(イ) 本人の属する世帯全員について、地方税法の規定により市町村民税の所得割が非課税又は課税額0円の者

2 規則第10条第2項のその他特別の理由があると認められる者とは、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 授業料については、入学前1年以内又は入学後において、本人の属する世帯の主たる家計支援者が天災その他の災害により著しい損害を受け、授業料の納付が困難となった者で、かつ、学長が認める者

(2) 入学料については、入学料納付手続日前1年以内において、本人の属する世帯の主たる家計支援者が天災その他の災害により著しい損害を受け、入学料の納付が困難となった者で、かつ、学長が認める者

(3) 授業料滞納又は行方不明により除籍された者

(4) 死亡した者

(5) その他やむを得ない事情があると学長が認める者

(授業料減免の承認学期)

第3条 授業料減免の承認学期については、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める学期について承認する。

区分	承認学期
(1) 第5条第1項の表第1号に該当する者	前期及び後期 (ただし、同項に規定する10月入学者が、標準修業年限最終年の前期分の授業料についての申請を行う場合は、前期)
(2) 第5条第1項の表第2号に該当する者	後期
(3) 第5条第1項の表第3号に該当する者	前期又は後期
(4) 第5条第1項の表第5号に該当する者	前期又は後期

(減免の額)

第4条 減免の額については、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額とする。

区 分	減免の額	
	授 業 料	入 学 料
(1) 第2条第1項第1号に該当する者	全額	
(2) 第2条第1項第2号に該当する者	半額	
(3) 第2条第2項第1号に該当する者 ① 全壊 (全焼) ② 半壊 (半焼) ③ 床上浸水	全額 (2期を限度) 半額 (2期を限度) 1/3に相当する額 (当期限り)	
(4) 第2条第2項第2号に該当する者 ① 全壊 (全焼) ② 半壊 (半焼) ③ 床上浸水		全額 半額 1/3に相当する額
(5) 第2条第2項第3号又は第4号に該当する者	全額	
(6) 第2条第2項第5号に該当する者	全額、半額又は 1/3に相当する額	全額、半額又は 1/3に相当する額

(減免の申請・納付猶予)

第5条 減免を受けようとする者は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の中欄に定める申請書に学長が必要と認める書類を添えて、同表の右欄に定める期限までに学長に提出しなければならない。

ただし、第2条第1項第1号又は第2号に該当する後学期入学者(以下「10月入学者」という。)が、入学時の学期分の授業料についての申請を行う場合は、次の表の第2号の区分により申請を行うものとする。

なお、学長は、やむを得ない事情があると認める場合には、申請期限を変更することができる。

区分	申請書	申請期限
(1) 第2条第1項第1号又は第2号に該当する者	一次申請	様式第1号 前期授業料納期限の1か月前 (ただし、入学時の学期分の授業料についての申請を行う場合は、別に定める期限)
	二次申請	様式第2号 7月15日

(2) 前号に掲げる者のうち一次申請を行わなかった者	様式第3号	後期授業料納期限の1か月前 (ただし、10月入学者が、入学時の学期分の授業料についての申請を行う場合は、別に定める期限)
(3) 第2条第2項第1号に該当する者	様式第3号	授業料納期限の1か月前(ただし、入学時の学期分の授業料についての申請を行う場合は、別に定める期限)
(4) 第2条第2項第2号に該当する者	様式第3号	入学手続を行うとき
(5) 第2条第2項第5号に該当する者	様式第3号	授業料納期限の1か月前(ただし、入学時の学期分の授業料についての申請を行う場合は、別に定める期限)

- 2 前項の表第1号又は第4号に規定する申請を行った者の前期授業料又は入学料の納期限は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める期限に変更されたとみなす。

区分	納期限
(1) 前項の表第1号に規定する一次申請を行い、受理された者(明らかに要件に該当しない者を除く。)	7月15日
(2) 前項の表第1号に規定する一次申請の後に二次申請を行い、受理された者(明らかに要件に該当しない者を除く。)	8月31日
(3) 前項の表第4号の区分により申請を行い、受理された者(明らかに要件に該当しない者を除く。)	4月25日(ただし、10月入学者については、10月25日)

- 3 学長は、前項に規定する以外に、第1項に規定する申請を行った者に対して、納付を猶予することができる。

(減免の決定)

第6条 学長は、前条第1項の申請書を受理したときは、実情を調査し、速やかに減免の承認又は不承認を決定し、様式第4号により通知するものとする。

ただし、同項の表第1号に該当するとして一次申請を行った者に対しては、二次申請の書類を受理した後に減免の承認又は不承認を決定し、通知するものとする。

- 2 学長は、第2条第2項第3号又は第4号に該当する者について、減免を決定することができる。

(減免の取消し)

第7条 学長は、減免の承認を受けた者が次のいずれかに該当する場合は、その承認の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 申請内容に誤りがあった場合
- (2) 偽りその他不正の手段により承認を受けた場合
- (3) 減免の承認を受けた者が、授業料の納期限を守らない場合
- (4) 第2条に規定する要件に該当しなくなった場合

(減免決定・取消の報告)

第8条 学長は、前2条の規定による減免の決定又は取消しを行った場合は、その旨を直ちに理事長に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告は、減免の決定にあつては様式第5号に、減免の取消しにあつては様式第6号により行わなければならない。

(委任)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、学長が定めるものとする

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行前にした平成19年度の静岡県立大学授業料及び入学料減免取扱要綱第5条第1項の規定による授業料の減免の申請は、この規程の第5条第1項によりしたものとみなす。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 改正後の静岡県公立大学法人授業料等の減免等に関する規程(以下「新規程」という。)による授業料及び入学料の減免の申請は、平成22年3月31日以前においても、新規程第5条第1項の規定の例により行うことができる。

(経過措置)

3 改正前の静岡県公立大学法人授業料等の減免等に関する規程(以下「旧規程」という。)第2条第1項第1号に該当し平成21年度後期授業料の減免を受けた者に係る平成22年度前期授業料については、新規程第2条第1項第1号に該当しないと認められる場合においても、学長は、旧規程に準じて減免することができる。

4 第4条の表第4号の規定に関わらず、第2条第1項第3号に該当する者(返済不要の奨学金等の月額受給額が10万円以上の者を除く。)の平成22年度前期授業料の減免の額は、全額とする。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和2年3月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この規程は、令和6年4月1日以後に入学した者について適用し、同日前から引き続き在学する者についてはなお従前の例による。

(様式第4号)

授業料 承認
減免 決定通知書
入学料 不承認

(学部・研究科・学府)
(学科・専攻)
(学籍番号)
(氏名)

年 月 日付けで申請のあった 前期 授業料
年度 の
後期 入学料

減免について、下記のとおり通知します。

記

前期 授業料 承認
年度 の減免を する。
後期 入学料 不承認

※ 減免額 円
(全額・半額・1/3に相当する額)

年 月 日

学長

(様式第6号)

**授業料
減免取消しに係る報告書
入学料**

取消 対象者	(学部・学科 研究科・課程 学府・課程)		
	学籍番号	氏名	

【取消年月日】

年 月 日

【取消しの年度・学期】

授業料 年度 前期 ・ 後期

入学料 年度

【取消しの内容】

【取消該当項目】

- 申請内容に誤りがあった場合
- 偽りその他不正の手段により承認を受けた場合
- 減免の承認を受けた者が、授業料の納期限を守らない場合
- 第2条に規定する要件に該当しなくなった場合

【備考】

静岡県公立大学法人授業料等の減免等に関する規程第7条第 号に該当し、
減免の承認を取消したので報告します。

年 月 日

学長

1 備考欄には、取消後納入することとなる授業料等の納入について記載すること